

仕 様 書

1 件名

学童クラブ樹木剪定（害虫防除・駆除）等作業

2 履行場所

府中市立学童クラブ 10 施設（別紙 1、2 及び定期点検一覧のとおり）

3 業務内容

受託者は、学童クラブ内の樹木を適切に維持するため、樹木の健康状態及び生育状況を目視により観察し、調査を行うこと。

樹木に害虫等が発生した場合は、害虫が発生した箇所の剪定による防除（駆除）を行うこと。また、剪定防除（駆除）の一環として、枝葉の繁茂により樹木が弱り、翌年度に害虫等が大量発生することを防ぐため、年 1 回、事前調査の結果に基づき、委託者と協議の上、定期的に樹木の剪定及び刈込み作業を実施すること。

調査の結果、樹勢劣化等により伐採が必要と認められる場合は、委託者に報告し、別途協議すること。なお、伐採作業は本業務の対象外とする。

倒木処理、枝折れ処理等の危険を伴う緊急対応を含めた作業は、委託者の依頼により随時実施すること。

（1）実施要領

ア 剪定防除（駆除）作業については、年 1 回、樹木調査を行い、学童クラブ管理者と協議及び調整の上、作業を実施すること。

イ 倒木処理、枝折れ処理等の危険を伴う緊急対応作業は、委託者の依頼により随時実施すること。

ウ 害虫防除（駆除）作業は、害虫発生後、迅速に実施すること。

エ 害虫の防除（駆除）方法は、剪定による防除（駆除）を原則とすること。やむを得ず薬剤を使用する場合は、農薬取締法その他関係法令並びに東京都病虫害防除（駆除）指針及び「住宅地等における農薬使用について」に基づき、登録された薬剤を適正に使用すること。

オ 薬剤を使用する場合は、学童クラブ管理者と実施日時及び安全確保の方法を事前に協議し、児童等が作業区域へ立ち入らない時間帯に実施するとともに、事前周知及び作業区域への立入り防止措置を講じること。

カ 薬剤を散布する場合は、風が強い場合を避け、必要最小限の量で実施し、可能な限り周囲に薬剤が飛散しないよう十分配慮すること。

キ 作業に使用する薬剤は、その管理及び取扱いに十分注意し、公共施設であることを踏まえ、事故のないよう万全の注意を払うこと。

ク 作業に使用する薬剤の特徴、効能及び使用条件等について、事前に委託者と協議すること。

ケ 学童クラブ管理者の承認なく、受託者の都合により作業日程を変更してはならない。

（2）注意事項

ア 作業時の服装は、安全に作業できるものとし、清潔感に十分配慮すること。

イ 児童、保護者、職員、近隣住民その他第三者への対応には慎重を期し、軽率な判断又は対応をしないこと。作業に伴い第三者に迷惑をかけた場合は、受託者の責任において速やかに解決を図ること。

ウ 作業中に事故が発生した場合は、直ちに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、受託者の故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。

(3) 成果品の提出

- ア 作業実施の都度、作業報告書を提出すること。作業報告書には、作業日、場所、本数及び薬剤使用量を記載すること。
- イ 樹木剪定及び緊急対応作業についても、前号と同様に作業報告書を提出すること。

4 その他

(1) 作業日時については、施設と協議のうえ決定すること。

なお、作業は学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に支障がない日時に実施するものとし、原則として次の時間帯を避けること。

- 平日：午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 土曜日：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 長期休業期間：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

日曜日、祝日及び年末年始は運営しない。

(2) 作業は、原則として平日の午前中又は日曜日・祝日に実施すること。なお、学童クラブ及び放課後子ども教室の運営時間外であっても、施設職員が業務のため施設を使用している場合は、その業務に支障を及ぼさない日時とし、事前に施設と十分調整のうえ実施すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。